

3 月 4 日 ( 第 1 号 )

## 平成25年第2回豊能町議会定例会会議録目次

平成25年3月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長の施政方針について	5
（提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第4号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件	1 1
第5号議案 豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件	1 6
（議案提案説明）	
第6号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件	2 3
第7号議案 豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件	2 3
第8号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件	2 4
第9号議案 豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件	2 5
第10号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等改正の件	2 6
第11号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例	

	改正の件……………	2 6
第 1 2 号議案	豊能町立保健センター条例全部改正の件……………	2 6
第 1 3 号議案	豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例改正 の件……………	2 7
第 1 4 号議案	豊能町立農村婦人の家設置条例廃止等の件……………	2 7
第 1 5 号議案	豊能町立コミュニティセンター条例改正の件……………	2 8
第 1 6 号議案	豊能町営住宅管理条例改正の件……………	2 9
第 1 7 号議案	豊能町都市公園条例改正の件……………	2 9
第 1 8 号議案	平成 2 4 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	3 0
第 1 9 号議案	平成 2 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件……………	3 1
第 2 0 号議案	平成 2 5 年度豊能町一般会計予算の件……………	3 2
第 2 1 号議案	平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件……………	3 4
第 2 2 号議案	平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定予算の件……………	3 6
第 2 3 号議案	平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件……………	3 7
第 2 4 号議案	平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件……………	3 7
第 2 5 号議案	平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件……………	3 9
第 2 6 号議案	平成 2 5 年度豊能町生活排水処理事業特別会 計予算の件……………	4 1
第 2 7 号議案	平成 2 5 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	4 1
(報告)		
	議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査の報告につい て……………	4 2
散 会 の 宣 告	……………	4 5

## 平成25年第2回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成25年3月4日（月）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番 橋本 謙司	2番 井川 佳子
3番 高橋 充徳	4番 岩城 重義
5番 小寺 正人	6番 山下 忠志
7番 永並 啓	8番 竹谷 勝
9番 福岡 邦彬	10番 秋元美智子
11番 平井 政義	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	総務部長 乾 晃夫
教 育 長 小川 照夫	建設環境部長 川上 和博
生活福祉部長 上林 勲	教 育 次 長 桑田 良彦
上下水道部長 高 秀雄	会 計 管 理 者 上西 悦子
消 防 長 西本 好美	

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 乾 利昭	書 記 杉田 庄司
書 記 高橋 欣也	

## 議事日程

平成25年3月4日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の施政方針について
- 日程第 4 第 4 号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件
- 日程第 5 第 5 号議案 豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件
- 日程第 6 第 6 号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 日程第 7 第 7 号議案 豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件
- 日程第 8 第 8 号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第 9 第 9 号議案 豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件
- 日程第 10 第 10 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等改正の件
- 日程第 11 第 11 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件
- 日程第 12 第 12 号議案 豊能町立保健センター条例全部改正の件
- 日程第 13 第 13 号議案 豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例改正の件
- 日程第 14 第 14 号議案 豊能町立農村婦人の家設置条例廃止等の件
- 日程第 15 第 15 号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- 日程第 16 第 16 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
- 日程第 17 第 17 号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 日程第 18 第 18 号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 19 第 19 号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事

業勘定補正予算の件

- 日程第 2 0 第 2 0 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第 2 1 第 2 1 号議案 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第 2 2 第 2 2 号議案 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第 2 3 第 2 3 号議案 平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第 2 4 第 2 4 号議案 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第 2 5 第 2 5 号議案 平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 日程第 2 6 第 2 6 号議案 平成 2 5 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
- 日程第 2 7 第 2 7 号議案 平成 2 5 年度豊能町水道事業会計予算の件
- 日程第 2 8 議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査の報告について

開会 午前9時31分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回豊能町議会定例会を開会いたします。

ここで、この際、暫時休憩いたします。

再開は、この後、議会運営委員会を行い、全員協議会を開いて、その後になります。

（午前9時32分 休憩）

（9番・福岡邦彬議員退席）

（午後1時01分 再開）

○副議長（小寺正人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、こんにちは。

季節もようやく春に向かって歩み始めようとしている中、平成25年第2回豊能町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、公私何かとお忙しいにもかかわらず、議案審議のため御参集いただきましてまことにありがとうございます。

町長に就任して初めての当初予算の審議であり、身の引き締まる思いであります。

ことしに入りまして円安・株高となる中、国の平成24年度補正予算が2月26日に可決され、デフレ脱却に向け進められておりますが、EC諸国の政治・経済の状況いかににより大きく左右されるのではないかと感じているところでございます。

後ほど、議長のお許しを得て、平成25年度の町政運営方針を述べさせていただきます。

ますが、本日、議会に提案させていただきます議案は、条例制定5件、条例廃止1件、条例改正8件、補正予算2件、当初予算8件の合計24件であります。どうかよろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いさせていただきます。

○副議長（小寺正人君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

異議なしと認めます。

よって、今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番・平井政義議員及び12番・高尾靖子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月29日までの26日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月29日までの26日間と決定いたしました。

日程第3「町長の施政方針について」を議題といたします。

平成25年度当初予算提出に対して町長の町政運営方針演説がございます。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

それでは、平成25年度町政運営方針について説明させていただきます。

第2回豊能町議会定例会の開会にあたり、平成25年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

私が、住民の皆さまのご支援を賜り町長となりまして初めての当初予算編成となります。厳しい財政状況を踏まえた上で、住みよいまちづくりと町の活性化に向けて予算編成に取り組みました。

本町は、人口の減少が著しく、昨年末と一昨年末の人口を比較しますと、実に504人と大幅に人口が減少しており、加えて税収の減少、超少子高齢化の中で、地方分権や広域行政への取り組みを進めるなど大きな転換期にあります。まさに自治体の能力の真価が問われる時代となっています。

依然として本町を取り巻く社会経済情勢は厳しい状況にありますが、町が誇れる一面として、町内には多くのサークルやボランティア団体が存在し、また積極的にまちづくりの機運が高まる地区があるなど、住民には活力がみなぎっていると感じています。

町政運営に取り組む私の基本姿勢は、住民目線で行政改革を行うことです。そして、職員の意欲の高揚と活力ある組織づくりを進めることが肝要であると考えていますので、職員を対象に所属の垣根を越えた提案の募集を行い、町の活性化などにつながる提案を積極的に町政に反映させます。

そこで、次の4つのスローガンを掲げ、

職員一丸となって住民の期待と信頼に応えることができるよう町政を進めます。

①徹底しよう！心のこもった住民サービス、②積極的に！節約意識と経費の削減、③考えよう！現状打破する歳入増加策、④実現しよう！みんなが楽しい効率的な職場環境。

住民の皆さまにおかれましては、このような取り組みを効果的・効率的に進めるにあたり、「オール豊能」としての一体感のもと、協働のまちづくりにご協力をお願いします。

平成25年度予算案。

日本経済再生に向けた緊急経済対策が、平成25年1月11日に閣議決定されました。この決定には、政府の日本経済を大胆に再生させなければならないという強い決意が伺えます。東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させ、また、政策の基本哲学をこれまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出への好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むという、日本経済の再生に向けた強い意志・明確なコミットメントを示すものとなっています。さらに、政府は、日本銀行との共同声明として1月22日には、デフレからの早期脱却と経済成長に向け、政府・日銀の政策連携を強め、一体となって取り組み、物価上昇率2%をできるだけ早期実現を目指しました。そして、平成25年度予算案は、緊急経済対策を柱とする平成24年度補正と一体的に「15か月予算」として編成され、全体で見ると106兆円にのぼる大規模なものとなっています。

そのような状況の中で、本町においても町行政を取り巻く環境は依然厳しいですが、平成25年度予算は、住民サービスの充実や町の活性化に配慮した編成としました。

例えば、中学生入院医療費助成事業、ユーベルホール大規模改修事業などがあります。住民サービスを向上させることにより、住民の転出を抑制し、税収の減少幅を少しでも少なくする一方で、住民サービスが向上することにより、UターンやIターンが期待でき、町の活性化と人口の増加を図ります。また、町道等維持補修事業や光風台大橋耐震化事業、小・中学校施設修繕事業など工事関係事業を積極的に行うことにより、住民の安全・安心に資するとともに日本の経済再生の一翼を担えれば幸いと考えています。

しかし、本町の財政状況は、財政再建計画に基づき職員給与などの人件費カットや事務事業の見直しを行っていますが、平成23年度決算では、国崎クリーンセンターの施設整備事業債元金償還が始まったことや子ども手当の町負担分の増加などにより、経常収支比率が91.2%と前年比4.2ポイント上がっています。そして、積年の課題であるダイオキシン対策の問題も残っており、また、自主財源の大半を占める町税が人口減少や高齢化により毎年大幅に減少しています。さらに、国は地方交付税を減額する方針を示しています。

非常に厳しい財政運営ではありますが、新たに予算査定とリンクした行政評価制度の構築を進めるとともに、「選択」と「集中」により、未来につながるまちづくりに取り組みます。

本町の平成25年度当初予算案の総額は、一般会計61億3,700万円、特別会計55億7,906万5,000円、水道事業会計9億2,726万1,000円、合計126億4,332万6,000円です。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げています6つの基本目標と方向性の項目に区分して、平成25年度の町政運営の方針と主

要事業の内容について、順次ご説明いたします。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について。

住民の参画と協働のまちづくりの推進に向け、広報とよのやホームページにおいて記載内容の充実を図り、行政情報を積極的に発信するとともに、住民目線に立った行政運営を進めるため、住民の意見をより積極的に取り入れるように努めます。

また、町内で行われるイベント情報を、報道機関に配信するサービスを開始し、地域活性化などに取り組む団体の支援に努めます。花と緑があふれるまちづくり事業として、公共施設などへの「花いっぱい運動」を進め、NPOや住民のボランティアによる交流活動を支援します。

「大阪ふるさと暮らし情報センター」を活用して、田舎暮らしに関する情報収集と発信を行い、定住化を促進します。

また、平成24年度から町内不動産業者との連携により実施しているホームページによる不動産情報の発信を、引き続き継続するとともに、子育て中の若年層の増加を目指し、移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」の周知に努めます。

住民が求める行政サービスを迅速、的確に反映しながら、行政運営の質の向上と行財政改革を推進するため、予算査定とリンクした行政評価制度を構築し、平成26年度からの本格導入を目指します。

町の様々な魅力や特性を町の内外に効果的・積極的に発信し、豊能町を活性化させるセールスツールとして、イメージキャラクターを創作します。住民の皆さまに愛されるキャラクターとなるよう最終選考は、住民の皆さまが参加できるようにします。そして、町内外のイベントなどに出向き町のPRに努めます。

ふるさと寄付金の実績を高めるため、一定額以上の寄付者へ町の特産品を贈呈することとします。また、郵便振替用紙付きのチラシや特産品贈呈のPRチラシの作成などにより、寄付手続きの簡素化や町内外への制度周知を行うとともに、町のPRに努めます。

町有の遊休地については、引き続き適切に管理するとともに、有効な活用方法について検討します。また、豊能町のまちづくりとの整合性を考慮しながら、歳入確保のため売却できる土地は順次売却します。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にすまちづくり」について。

安心して働ける子育て環境の充実として、現在、小学6年生までとなっている入院医療費の一部助成を中学3年生までに拡大し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。また、保育所・幼稚園の第2子以降の保育料の無償化を継続することにより、保護者の負担軽減を図り、就学前児童を持つ家庭の転入を促進します。

子どもたちが安心、安全に学ぶための環境整備として、東ときわ台小学校校舎大規模改修をはじめ、小中学校の屋根改修工事など、防水対策に重点を置いた小中学校施設の老朽化対策を行います。また、小中学校の情報教室のパソコンについては、児童・生徒の学習意欲を引き出し、わかりやすい授業の充実推進のため、IT機器環境の更新整備を順次進めます。

中学校については、学力や体力の根幹となる「食」を充実させるため、大阪府の中学校給食導入促進事業費補助金を活用し、平成26年度の中学校給食開始に向け、配膳室の改修及び必要な備品、消耗品の整備を行います。また、応援テーマ「子どもが輝く」にいただいたふるさと寄付金を活用し、各保育所・幼稚園に保育・教育に役立つ

備品を購入して保育環境の充実や、小中学校の学校図書館に図書を購入して学校教育の充実に努めます。

学校・家庭・地域の連携と協力により築かれる教育環境が大切であると考えています。また、教育力向上などを狙いとした研修を教職員の人事権移譲に伴い豊能地区3市2町で協力・連携して実施し、学校教育の充実に努めます。また、平成24年度から実施している先進的な取り組みであるリレーうちどく（家読）も、保育所・幼稚園・小学校・中学校で継続して取り組みます。さらには、強固な小学校と中学校の連携を今後も推進し、義務教育9年間を見通した小中一貫教育について研究を進めます。また、「使える英語プロジェクト事業」は、引き続き大阪府実践研究校として、東能勢中学校区で小中学校が連携して英語学習の研究を進めます。

青少年の健全育成については、「地域で育てる」という視点に立ち、地域・学校・家庭・行政が連携し、青少年に社会や地域の一員であるという気持ちが芽生え、そして郷土への愛着が育まれるよう、成長段階に応じたさまざまな体験の場を提供できるように努めます。

地域で学ぶ生涯学習環境の充実については、子どもから高齢者まで生涯にわたり学び活動する拠点の施設を西公民館として、住民ニーズの把握や、社会動向を見据えた自主事業を引き続き行います。また、他の施設についてもそれぞれの機能を生かしながら、幅広い生涯学習環境の充実に努めます。

ユーベルホールは、町の文化の発信基地としての役割が果たせるよう老朽化対策として大規模改修を実施し、施設の機能を維持していくとともに、事業のノウハウを有

した専門家を配置して主催事業を増やし、文化の発信を行っていきます。

図書館では、子育てに役立つ情報誌や児童用視聴覚資料などを充実させるとともに、保育所・幼稚園・小学校・中学校にこれまで不定期で訪問して絵本や資料などの貸し出しを行っていましたが、平成25年度より定期的に巡回し、貸出事業の充実や学校図書館司書と連携を図ることにより、乳幼児期における読書環境と学校における教育環境の充実に努めます。また、平成24年度から実施している豊能地区3市2町図書館広域利用については、引き続き実施します。

生涯スポーツの振興については、子どもから高齢者まで住民の誰もが各々の状態や状況、求めに応じてスポーツ・レクリエーションに参加できるように、スポーツ推進委員や体育連盟を中心に機会の提供に努めます。また、箕面市との共催によるマラソン大会も継続して実施し、住民の体力・健康増進に寄与するとともに、町のPRに努めます。

人権尊重のまちづくりについては、児童虐待について新聞紙上やテレビで痛ましい状況が伝えられていますが、本町では児童の健全育成を目指し、児童虐待防止対策の強化を推進するため、平成25年度も豊能町要保護児童対策地域協議会と連携して地域住民に対して啓発活動を行い、虐待防止の見守り活動の拡充に努めます。

豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての住民の基本的な人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を推進していくため、人権行政基本方針などにに基づき、関係団体と連携を図り、人権に関する講演会、研修会を実施するほか、広報とよのなどによる啓発を行います。また、

人権擁護委員による相談や、大阪府総合相談交付金事業を活用した生活・人権・女性相談を引き続き実施します。さらに、現在見直しを行っている（仮称）第2次男女共同参画プランを踏まえ、女性や男性がともに自分らしくいきいきと生きていくことができるための取り組みを推進します。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について。

環境にやさしいまちづくりには、資源とごみの分別を徹底し、ごみとしての排出を出来るだけ抑制することと、資源を循環させることが必要です。猪名川上流広域ごみ処理施設組合への負担金に直接影響のある可燃ごみをはじめとする各種ごみの更なる減量化、資源化については、ごみ減量化推進員をはじめ、住民の皆さまや町内事業者の方々との連携を深め、街頭PRやとよのまつりなどでの啓発事業を積極的に展開するとともに、広報とよのや環境特集号での周知を行います。

また、ごみの減量と資源化における指針となる「ごみ減量化計画（第3次）」の策定を行います。

ダイオキシン類汚染物については、豊能郡環境施設組合が国や大阪府の支援を受け、早期に安全・確実に無害化処理が出来るよう協力します。

また、周辺環境の安全対策など関連事業についても組合と連携して進めます。

電力供給については、平成24年度の夏の期間は特に電力需給が厳しかったことから、役場などの公共施設だけでなく事業者や家庭での取り組みをお願いしました。政府は、今年の夏も電力不足に陥る可能性が高くなったとして、電力各社管内に節電を求める方向で検討していますが、町としては、夏の期間の使用電力の削減という目的だけでなく、CO<sub>2</sub>削減や経費削減効果もあ

りますので、今後も年間を通じて積極的に節電に取り組むとともに、住民への節電PRに努めます。

里山や田園がおりなす農村景観や町並みは本町が誇る財産でありますので、遊休農地の再生や農地の維持保全活動を、農家と農のふるさと協力隊などの農家以外の方々と一緒になって進めます。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について。

健康づくりの推進については、特定の年齢に達した方に対して、引き続きがん検診などの検診手帳と検診無料クーポン券を発行することで、受診のきっかけ作りや正しい知識の普及啓発を図り、がんの早期発見、早期予防につなげます。

安心して子どもを産み育てられるよう妊婦健康診査の負担軽減を図るため、引き続き助成を行い、妊婦の健康管理の充実に努めます。

感染症予防対策では、国の政策により子宮頸がん予防ワクチンやヒブ（H i b）予防ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチンの接種を全額公費負担で行います。

平成25年4月から未熟児等の保健医療事務が権限移譲されることから、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を負担することにより、未熟児の健康の増進に努めます。

第3期豊能町障害者計画及び障害福祉計画では、障害のある方が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指すこととされていることから、町立保健福祉総合施設豊悠プラザの再整備に伴い、就労継続支援B型や生活介護事業を民間の力を活用して行うなど、障害福祉サービスの拡充に努めます。

また、再整備に併せ、本町の急激な高齢化を踏まえ、高齢者がいつまでも身近な地域で暮らし続けられるよう、地域密着型介護老人福祉施設や機能訓練型通所介護、24時間対応型の訪問介護を行う施設の整備も民間の力を活用して進めます。

本年は、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とする第5期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中間年にあたりますが、引き続き、生きがいを持てるまち、健やかに安心して暮らせるまちの実現を目指します。

目標5「活力あるまちづくり」について。

安全・安心の農業の推進・ブランド化の取り組みとして、水稻・トマト・ナス・ピーマンなどが「大阪エコ農産物」として府の認証を受けています。また、江戸時代より栽培されてきた固有の野菜である高山真菜・高山牛蒡が「なにわの伝統野菜」として府の認証を受けています。町としても農家の方がそれらの野菜を積極的にPRして販売できるように、西地区に農産物直売所の設置に向け検討します。

食の安全・安心に関心が高まる中、食の重要性を認識するため、引き続き都市と農村の交流事業として、参加者の自主的な運営による農作業体験事業を実施し、作物の栽培を通して農業が持つ多面的機能を実感する機会を設けます。

地元で生産されたものを地元で消費するという地産地消事業のさらなる推進のために、生産者と消費者が集える場の提供や、学校給食への地元食材の供給などに生産者と共に引き続き取り組みます。

都市と農村の交流の拠点である高山コミュニティセンターを活用し、都市部の方の参加を募り地域住民とともに各種体験事業や交流事業を実施することにより、本町のPR、地域の活性化、農業振興及び町全体

の活性化につなげます。

森林の有する多面的機能を維持・増進させ、健全な森林を育成するため、植林・下刈・除間伐などの造林事業や森林病虫害などの防除事業については、補助事業を活用し、森林組合と連携しながら実施します。

猪・鹿による農作物被害は、年々増加傾向にあることから、狩猟による個体数の調整を引き続き猟友会の協力のもと実施するとともに、防護柵などの設置については、国及び府の事業などを活用して支援します。また、アライグマによる農作物被害については、引き続き農家などに捕獲用檻を貸し出し、個体数の減少に取り組めます。

観光ボランティアの育成など積極的に活動されている観光協会や豊能地区広域観光推進協議会、大阪府が進めている「大阪ミュージアム構想」と連携を図り、町の資源である自然・文化や特産品などを広く町内外にPRすることで、多くの方が町を訪れていただけるように努めます。

目標6「安全・安心のまちづくり」について。

東日本大震災以降、住民の防災意識が高まっていますが、災害が発生した場合、自助や公助とともに、近隣で助け合う共助が重要であり、そのためには、日頃から災害に対応できるよう訓練を行うなど、地域防災力を高める必要があることから、専門的な知識・経験を有する職員により、自主防災組織のより一層の充実・育成に努めるとともに、土砂災害などに対応したハザードマップを作成するなど、地域防災力の向上を図り、住民が安全に暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

地域防災計画については、平成17年度に見直しを行いました。現在、国において東日本大震災の教訓を生かし、今後予想される南海トラフ巨大地震の被害想定を検

討が行われており、その結果を受け大阪府地域防災計画が見直されますので、本町においてもあらゆる災害時に被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本として実効性のあるものとし、今後発生する地震や土砂災害などに備えるため、計画を修正します。

住民の高齢化が進み、ますます高齢者をねらう悪質商法被害や架空・不当請求や振り込め詐欺などが後を絶たない状況で、その手口も複雑多様化していることから、最新の被害情報収集を行い、相談事業や出前講座、たんぼぼメールを活用した情報提供など啓発活動の充実に努めます。

吉川支所は、建築後37年を経過することから施設が老朽化しているため、簡易耐震診断などにより耐震化か建替えかの比較を行い、今後の整備についての方向性を定めます。

平成24年度からの継続事業である消防庁舎の新築移転工事については、消防行政や災害活動の拠点としての機能を十分に発揮することと、消防連携体制の強化と地域住民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守る施設として7月に完成します。また、消防分団ポンプ車用の無線機は、電波法の改正により使用が出来なくなりましたので、消防分団の現場活動時における通信手段の確保のため、簡易型無線機を整備するとともに、救急救命士が行う救命処置の高度化を図るため、職員の救命処置教育への派遣や気管挿管用ビデオ喉頭鏡を導入し、重篤な救急患者に対する救命処置の円滑化と救命率の向上に努めます。

町内のネットワークを形成する道路は、優先度の高い箇所から順次補修を行います。特に通学路などの安全確保が強く求められていますので、社会資本整備総合交付金を活用し、必要な交通安全施設の整備を

行います。

里道などの法定外公共物については、平成25年度から一定のルールを設けて改良・維持に対し補助金を交付することにより、維持管理と住民の生活環境の改善に努めます。

光風台エスカレーターについては、住民にとって必要不可欠なサービスであり、まちの魅力を保つ大切なツールと認識していますので、平成25年度は更新に係る基本設計を行います。

交通アクセスについては、平成23年7月より社会実験運行しています東西バス、東地区デマンドタクシーは、平成25年度も社会実験を継続し、高齢者にやさしい公共交通のあり方について、議会や交通特別委員会の意見を伺いながら、地域公共交通会議などにおいて検討して交通計画の策定を行います。また、西地区路線バスについては、新光風台と東ときわ台の路線及び光風台地区のバス運行を確保、維持することで住民の利便性向上を図るため、引き続き阪急バスに対し支援を行います。住民の皆さまには積極的な利用をお願いするとともに、公共交通利用のPRに努めます。

上水道事業については、第2期水道施設耐震診断業務を実施して、安全で安定した水供給に努めます。そして、施設整備に伴う企業債の償還や、拡張事業の完了に伴う固定資産の増加による減価償却費が増加し、財政運営は益々厳しくなることから、より一層の経費削減や効率的な管理運営に努めます。

下水道事業については、「ときわ台中継ポンプ場長寿命化計画」に基づき、平成25年度から平成27年度の3年計画で機器更新を行います。また、今後更なる経費の削減や効率的な維持管理により健全経営に努めます。

生活排水処理事業については、浄化槽法の趣旨に沿って、生活環境の向上と公共水域の水質保全のため、引き続き健全な維持管理と運営に努めます。

以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と主な施策の概要について申し上げます。

平成25年度は、「第4次豊能町総合計画」がスタートして3年目となります。先見性とスピード感を持ち、広域行政も推進しながら、住民の皆さまと共に協働によるまちづくりを進め、総合計画が目指すまちの将来像「人とみどりが輝くまち とよの」の実現に向けて邁進します。

また、平成24年10月の所信表明でも申し上げましたが、民間の商業施設や企業の誘致については、豊能町は、兵庫県川西市や京都府亀岡市とも隣接した、いわば近畿の中央に位置していることや、新名神高速道路のインターチェンジも町から非常に近いところに設置されますので、恵まれた場所とチャンスが到来したと強く認識して、広くアンテナを張りめぐらして実現を目指します。

最後になりましたが、今まで以上にコスト意識をもって業務に取り組み、本町が元気で魅力あるまちとなるよう、また、住民の皆さまから「豊能町に住んで良かった」と言われるよう、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを目指して取り組みます。

これからの町政運営にあたりまして、議員の皆さまの一層のご理解・ご協力と、住民の皆さまの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

日程第4「第4号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件」を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第4号議案、町長の退職手当の特例に関する条例制定の件につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、財政健全化の一環として平成24年10月13日において町長であった者、すなわち田中町長の退職手当の額を減額するものでございます。

内容といたしましては、町長の任期中の退職手当の額を、条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出して得た額から100分の50に相当する額を減額するものでございます。なお、この条例により町長の退職手当の額は50%削減され、893万8,000円となるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（小寺正人君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

今、御説明いただきましたけれども、100分の50に相当する額とお決めになった理由をお答えいただきます。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの井川議員の質疑に対してお答えいたします。

退職手当の取り扱いにつきましては、これまで基本的には条例どおりとし、今後の情勢によっては削減もあり得るという考え方をとっていたところでございました。今回の削減については、一般職の職員の退職

手当が引き下げられたことをきっかけとして検討を進めてきたところであり、特に削減率をどの程度とするのかということについて検討してきたところでございます。削減率については、一般職の職員の退職手当の引き下げ率、最大17%や、他の市町村の状況、前町長の削減状況、また町の財政状況なども考慮したものでありますが、最終的には財政状況を踏まえ、私が判断して決めました。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

ほかに質疑ございませんか。

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

それでは、質疑させていただきます。

12月議会の私の一般質問で、私は町長に、退職金を削減するべきではと質問させていただきました。そのときに、削減する理由としまして、大阪府、豊能町も大阪府ですが、大阪府の知事が大阪府民の税金で開いた報酬審議会の結果を受け、700万円近くまで削減したこと。現在の首長の退職金が浮き世離れしているため、最近では首長の中には率先して退職金の大幅な減額もしくは辞退されている方がおられるということ。ちなみに大阪市の橋下市長などは、当初半額にしていたことが、知事が700万円近くまで減額することを受けて、市長が知事よりもらうのはおかしいということで、同じくらいの削減をしたこと。そして町長は、選挙でどこの政党からも指示を受けずに、住民の力で選挙を戦われたので、住民感覚とかけ離れたところは早急に修正するべきではないかということ。そして前町長は50%の削減をされていたので、トータルでの削減額は前町長のほうがしていたことになり、前町長より削減額が少ないということになると、本気で改革を進めて

いこうという、豊能町をよくするために改革をしていこうという有権者に対するメッセージ力も下がるということなどを理由に上げさせていただきました。それだけの理由を上げたにもかかわらず、町長は条例どおり受け取ると。先ほどの井川議員の言葉では、ちょっと違いましたけど、私の質問に対しては条例どおり受け取りますという答えをされていました。それがたった2週間後、職員の退職金を減額する際に町長の退職金も削減を検討したいと答えられました。やはりこういったものはどういふ変化があったのか、一度お聞かせください。

それと、この削減額、先ほどいろいろ言われましたけど、大阪府知事の、大阪府民の税金で開いた報酬審議会の結果を受けて、大阪府知事、豊能町も大阪府の一員ですね。その大阪府の知事の退職金の金額は参考にされたのか、お聞かせください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの永並議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、検討したことにつきましては、一般職員の退職手当を引き下げられたことをきっかけとして検討を進めてきたということでございます。

それと、削減率につきましては、先ほど申しましたように、一般職の職員の退職手当の引き下げ率とか、他市町村の状況、前町長の削減状況とか町の財政状況などを考慮して、私なりに判断して決めたものでございます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

町長はどちらを向いて仕事をしているのかなというふうに感じます。

住民感覚とかけ離れていると言っても、私が、また同じく有権者から、私も一応、支援を受けて当選した議員の指摘を受けても一切聞く耳を持たれませんでした。結局、先ほどの町政運営方針の中でもおっしゃってましたけど、住民目線で行政改革と言いながら、結局は国のほうが下げるからそれに乗じて職員を下げる。だから私も検討するというような論理構築になるんですね。やはりそういったものは自分の意志でやるべきではないかと。国が言われたからやるのではなくて。じゃあなぜ国が下げたのか。それは民間企業に比べて大きく差があるから国も下げたんです。結局住民感覚と異なるから国が下げたんです。国が下げる前に、私は指摘を受けたときに下げるというふうに答えてほしかったし、当初からそういったことを検討していただきたいかった。

じゃあちょっとお聞きしますけど、退職金の削減を行っている首長が、なぜ就任早々に、橋下市長もそうですね。松井知事も、就任早々に報酬審議会を開いて削減してます。名古屋の河村市長も就任早々にしてます。なぜ就任早々に退職金の削減を切り込むのか。そこら辺はどうお考えかおわかりになりますか。お聞かせください。

それと削減額ですが、やはり府知事の退職金というものは僕は大いに参考にすべきだと思います。やはり大阪府の中の豊能町です。そうしたら橋下市長がおっしゃっていることはおかしいんですかね。僕はやはり民間企業でも、子会社が親会社の人よりも多く退職金をもらうというのは、やはりすごい違和感があるんです。やはり知事よりもその中の所属する自治体の長が知事よりも多くもらうというのは、僕はすごい違和感がある。そこら辺は参考にすべきだっ

たんじゃないかなと。いろいろいろいろなことを理由にされてましたけど、一番参考にしなければならないのは府知事の退職金じゃないかなと。それも大阪府民の、豊能町も大阪府民の府税、払ってます。その税金で開かれた報酬審議会で決まったことです。ですから私はそこを一番に最重要視するべきじゃないのかなと。その議論をしたくないからほかの議論を持ってってのようには私は見受けられないんですね。やはり何といいましょうか、都合いいときには自分の方針でいきます、でも場面を変えたらいろいろな他市町村を参考にします、これはリーダーシップとして心もとないと思います。やはり自分の方針があるんだったらそれをどんどん突き詰める。他市町村がどうであろうが突き詰める。参考にするんやったらどんどん参考にします。僕はそこら辺の、もっと信念というかそういったものは示す必要があると思います。

そうしたら、橋下市長がおっしゃっている、知事よりもらうことはおかしいという発言についてはどうお考えかお聞かせください。その2点ですかね。3点かな、お聞かせください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

永並議員の質疑についてお答えいたします。

まず、当初に報酬審議会を開いて決められたということについて、それはそれぞれの知事、市長が考えてやられたということです、特に私がお答えするものではないと考えております。

それと、私の意志で私が決めて、さまざまなこと考慮して決めたということでございまして、それ以上のものでも以下のもの

でもございませぬ。私がいろいろ参考にさせていただいて、今の金額が適正ではないかということで決めさせていただきました。

以上でございます。

（発言する者あり）

○町長（田中龍一君）

それについてはそれぞれの首長が考えていることだと思っておりますので、それについては・・・（発言する者あり）

○副議長（小寺正人君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

それは、なぜ最初にするか。これから本気で改革するんだという気持ちを出すためです。有権者に対しても職員に対しても、トップがそれだけするんだというメッセージを発するために最初にやるんです。後からどうこうと言われる。職員の退職金削減するときも言いましたよね。なぜそのときに一緒に町長もしなかつたんだと。民間企業だったら普通社長がやって重役がやって、管理職、部長がやって、最後に一般社員ですよ。なぜそのときにしなかつたのか。それで下にいる者が、この町長についていこう、そういう感じになるかっていうことなんです。そうしたらリーダーシップをどうお考えですかと言ったら、そのとき田中町長は20%削減してますからそれで発揮してます。違いますよ。やっぱりそれは別に、職員の削減をするんだとしたらそのときに一緒に考えるべき。もうあなたは豊能町のリーダーです。豊能町を引っ張っていかなあかん人です。ぜひともそういったところを肝に銘じてやっていただきたい。

それと橋下市長の考えが、それぞれの自治体とおっしゃってしまわれるとどうしようもないんですけど、私はそこは住民感覚がそこに近いのかなと、だから圧倒的な支

持を得てるんじゃないかなというふうに感じてます。だから、改革派の首長は結構そこら辺はシビアにされてますよね。だからそれは他市町村で勝手にやっていることだというんじゃないくて、私は本気でよくしたいんならそういったところも学んでいただきたい、参考にしていただきたいと思えます。最後にその点だけ質疑、お答えください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

済みません。永並議員の質疑についてお答えします。

ちょっと最終、質疑の趣旨がちょっとよくわからなかった点があったんですけども、言われるように、それぞれの首長がいろいろ改革されておられると。それは当然私もいろいろ見させていただいて、取り入れるべきところは取り入れ、参考にさせていただくところは参考にし、今後頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

○副議長（小寺正人君）

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者あり）

○副議長（小寺正人君）

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者あり）

○副議長（小寺正人君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時52分 休憩）

（午後1時54分 再開）

○副議長（小寺正人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの永並議員の質疑についてお答えいたします。

実際、職員の退職金の削減のときには、私もという話の中ではしておったんですけども、若干それは間に合わなかったということがありまして、今回は・・・（発言する者あり）いえ、指摘ではございません。それは職員の方に聞いていただいてもわかります。そういったことでちょっとタイミングがずれたというふうに私は思っております。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

2番・井川佳子です。反対の立場に立って討論させていただきます。

職員の方が、退職金が落とされたのは、人事院勧告で引き下げられました。それに準じて町長も、前町長の率を参考にされ5割だとおっしゃっておりますが、やはりここで御自分の意志を示していただきたいです。というのは、前回のときは私はやりますと、自分は2割は引き下げましたけど退職金は全部いただきますと、それだけの責任がありますと町長おっしゃってました。やはりここでダンピング競争になっていくようなことでは困るんですよ。責任のあるお仕事です。豊能町ではダイオキシンの大きな問題も抱えています。それを先陣を切って片づけていただきたいのです。だから何ていうんですか、ダンピング競争に参加してほしくないのですね、私は。です

から私はこの案件には反対いたします。

○副議長（小寺正人君）

永並啓議員。

○7番（永並 啓君）

私は賛成の立場から討論したいと思いません。

やはり首長の退職金というものは職員の退職金と異なって、職員の退職金は給料の後払い的な性格もありますけど、首長の退職金というものは、大阪府の報酬審議会が出された内容からもわかりますように、成果主義、達成した成果によって支払われるものだと考えております。そうしたらそうなった場合、議員や首長に退職金を払うということが本当に民主主義、選挙というものを考えた上で適正なのか。私は非常に疑問に思っております。それに成果主義とするのであれば、もうちょっと公約なりを具体的なもの、数値を決めた具体的なものにしなければ判断しようがありません。人口減を進めたい。それならばどのくらいの割合とめるのか、どのくらい増加させるのか。そういった判断基準もない中で達成、成果主義というものは、成功報酬というものは非常に難しいというところがあります。ですから私は首長なりの退職金というものは基本的には要らないんじゃないかと考えております。それで他市町村、たった4年間で1,000万円、2,000万円払われる退職金というものは、名古屋の河村市長もおっしゃってましたが、企業で4年間働いて退職金くれと言われたら、おまえあほかと言われる。それが僕は全てだと思います。やはりどこの世界においてもたった4年、天下りじゃないんです。たった4年でそれだけの退職金をもらうということは世間一般の常識とかけ離れていると思いますので、幾らであろうが削減することには賛成したいと思いません。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立11：1）

○副議長（小寺正人君）

起立多数であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5「第5号議案 豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第5号議案、豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件につきまして説明をさせていただきます。

本件は、職員の退職手当に関する条例の一部改正により、一般職の職員の退職手当の支給水準が引き下げられたことから、その内容に準じまして教育長の退職手当の額を減額するものでございます。

内容といたしましては、附則に1条を加え、平成22年11月1日において教育長であった者として、現教育長の退職手当の額につきまして条例第3条の規定にかかわらず同条の規定により算出して得た額から100分の10に相当する額を減額するものでございます。

なおこの条例改正による影響額でございますけれども、現在の小川教育長が3月末で辞職されることから、この任期に係る退職手当の額につきましては10%削減されまして315万9,000円となり、削減額が35万1,000円でございます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

これより本件に対する質疑を行います。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

この今の提案説明で、何か行政の血も涙も何もない、ほんまに通り一遍の、全体世の中が退職金の減額、あるいはまた町長がしたから一緒に続いてせんならんという、何か聞いておると、こういう提案はほんまに血も涙もない、通ってない人間がする提案ですわ。というのは、ここにおる我々議員も理事者の人も、この豊能町に自分から雇ってくれと、当選させてくれと言うて自分から願った人ばかりですわ。ただ1人ちゃうのは小川教育長。先々の町長が国にお願いして、三顧の礼を尽くして来ていただいた教育長ですわ。それも平成18年の10月に来ていただいてすぐに、中学校の官製談合が起こって、それから以後2年間あるいは池田町長に変わった半年間、2年半にわたって、その当時は助役やったか知らんけど、副町長のかわりもやらされてた人でっせ。ほんで普通、国やほかの出向は、大概今は任期が4年やけども全部2年でかわられますわ。それが6年半でっせ。それも単身赴任で来ていただいている人に対してこんな仕打ちをするということはもってのほかや。どないでっか、一遍、町長、これに対して答えてください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの川上議員の質疑に対してお答えいたします。

私もお話し伺っておりまして、今現在小川教育長様は平成18年の11月1日から、町の教育行政の発展に御尽力いただいてき

たところですよ。先ほどおっしゃられたように、特に就任当初は入札妨害事件もあって大変御苦労されたもので、それ以来6年以上にわたって、教育行政以外にも町行政全般にわたって御尽力いただいたところ非常にありがたく思っております。

ただ、退職手当の引き下げにつきましては、教育長御自身から申し出があり実施させていただいたものでございまして、削減率については一般職の職員の退職手当の引き下げ率を参考にしましたもので、教育長様から申し出があったものでございます。私といたしましても教育長様の強い意志、意向を受け申し出を受けることとし、条例を提案するものとしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

これ今、町長答えてもうたけど、本人がそういう意志で言われたかもわからんけど、それはやっぱり人間の道理として、小川教育長が言われるのは、これは当然のことやと思えますわ。それを当たり前のようにしてすること自体がおかしいんですわ。民間企業であれば、お願いして来ていただいたらあべこべに倍にしても退職金はつけるはずですわ。それを規定どおりに計算やっすること自体がおかしい。もう何回も質疑せえへんけども、田中町長が第4号の議案で半分にしますと言ったときに、どんな状態だったか知りませんで。知らんけども小川教育長は、私も状況から考えたら下げてくださいと言われたときに、あなたが、そうしたら半分のやったその上に私が10%下げますので、教育長あなたのほうに足してくださいということをあなたがおっしゃるべきじゃないですか。それがあなたの役目でっせ。そういう人間の、血の通った人

間の心がわかりませんか。言われたから当たり前のようにしまんねんで、これではあなたから職員の心も全部離れていきますわ。知ってたら余計にあれちゃいまんのか。ちゃんと人間としての温かみを出さなあかんのちゃいまんのか。その辺もう一遍ちょっと答弁してください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

川上議員の質疑に対してお答えいたします。

こちらの話につきましては、私も何度かお話をさせていただいて、それでも本人の御意志が固かったので受けさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

一言だけ言っておきますわ。行政は結果。結果よしやったら全てよし。結果悪かったら全て悪い。これが行政の責任を持った人のすること。それだけ言っておきます。終わります。

○副議長（小寺正人君）

ほかに質疑ございませんか。

平井政義議員。

○11番（平井政義君）

私も川上議員と同じような立場でございます。今回のこの教育長10%削減というのは、これはもう先ほどの第4号議案で町長の削減があったと。50%削減するからという形の、この今出てきておる、今度教育長の分ですねん。というのは、以前から町長の退職金については、以前からの質問でも絶対にしないと。ほな何で今出すねんと。あなたの任期はこれからまだ4年あるんで

すやん。退職金4年先ですわ、もらうのが。教育長のはもう3月でやめるとおっしゃってるんだから、なぜもっと考えてあげないの。本当にこの、先ほどから川上議員も言うてるように、血の通った優しさも何もないですな、やってることが。もうちょっと考えるべきだと思います。この件で1点だけ答弁ください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの平井議員の質疑に対してお答えいたします。

一つはこれにつきましては私、何度かお話しさせていただきまされたけれども、やはり御本人の御意志が固かったということもございまして、今回上程させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

平井政義議員。

○11番（平井政義君）

それは意志が固かったとか、そんなこと言われても、町長が出されて特別職を出してはんに、教育長黙ってほっとけまっか。それもありますわな。そんなもん何ぼ、出したらそれは当然教育長だって特別職ですわ。それは私もしてくださいと、教育長の立場だったらおっしゃられますわ、そんなもん。それよりもそんだけの、今さっきも話されてましたけども、12月に職員の退職金を30%ですか、削減することになって、そのときにも質疑に出てましたやん。そのときにも町長は考えない、検討していきますと。ほんなんやったら検討されても、今何も出す必要おまへんわ。もっと先でも結構ですわな。私はちょっと理解に苦しみます。もう一度その答弁をしていた

だいて、もう私はそれで質疑を終わります。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの平井議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、職員の退職金を下げるときには私も当然考えておまして、ちょっと事務手続がおくれたというのが一つあります。

それと教育長様とお話しさせていただいたときには、私の退職金というよりは一般の職員の方の退職金を引き下げることがありまして、こういったことでやはり私自身も下げる必要があるというふうな、ぜひ下げさせていただきたいというような強い御意志でありましたので、受けさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

質疑ですけれど、質疑という以前にやっぱり町長にもうちょっと考えていただきたいなということがあるんです。と申しますのは、さっきの永並議員の質疑は、一般職を出されたときになぜ町長は出さなかったんですかと、そうやって出されることによって職員の意識とかそういうのも随分変わってくるんですよと、それはたしか12月議会でもおっしゃってましたわね。つまり職員の出すときに自分も出すという、そのことの重要性を言ってるわけです。ということは、大多数がやはりそういうふうな意識を持っているということを言ってるわけです。

そして今回平井議員が質疑したのは、町

長が出されたとき、町長はその先の12月ぐらいの職員のこと御自分は考えて出されたかもしれませんが、町長、特別職出されるときに、じゃあ教育長が町長と同じように出さないということを考えてたんですか。違いますよね。ですから教育長も出したんですよ。しかも3月末でそういうふうな時期が来ているのに、なぜやはりそのところを考えられなかったのかという質疑の趣旨だったと私は思います。私も非常にそのことは気になります。豊能町これからいろいろな形で職員の方、働いていただくために、やはりその辺の姿勢というのはとてもとても大事なことでと思いますので、このことについての町長のお考えをお聞かせください。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの秋元議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

一つは職員の退職金を下げるときにもほんとこれ下げるといことは申しておりましたし、それについては事実でございます。ちょっと手続がおくれてしまったということは、非常に皆様に、何と申しますか誤解を与えてしまいまして申しわけございませんでした。

次にもう一つの件につきましてですけども、私が理解している点ですと、やはり今回職員の退職金も下げるといことで、その職員の退職金を下げるのであれば、やはり特別職である教育長も下げるべきだといふような御意志でかたく言われたものと私は思っております。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

町長が50%出してきたとか、そういう背景はわかるんです。職員を下げたから自分もやはりというお気持ちとかそういうのはわかるんです。私が町長にわかっていたきたいのは、やっぱり出すタイミングです。町長が動くことによって周りの方もいろいろな思いを持って動くということです。そのことをわかっていたきたいということを言ってるんです。午前中の議会運営委員会の部分も、やはりそういうふうなこともありましたので、今回のこのこともやはりこういうときにこそ考えていただきたい。御自身だけの世界だけじゃなくて、御自身の周りを囲んでいる世界。人、職員、地域、そういったところをよく見てやっぱり動いていただきたい。そういうことの意味の趣旨の質疑だったんです。わかっていますでしょうか。

○副議長（小寺正人君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

ただいまの秋元議員の質疑に対してお答えいたします。

確かにタイミングというのは大事だと思っております。ただ、この時期時期によって、やはりいろいろそのタイミング、タイミングで当然いろいろな考え方が出てこようかと思えます。それにつきましては今後、どのタイミングでやってもいろいろな意見は出てくるこようかとは思いますが、できる限り考慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

今後ぜひ考えていただきたいということ

ですね。どのタイミングであってもいろいろな意見が出てくるんじゃないんです。私が言いたかったのは、今回のこのタイミングで出したところは町長としてやっぱり考えていただくことがあったんですよ。そのことをぜひわかってくださいと。何かというと、もう間もなく退職されるという時期に。それともう一つ、12月議会で、町長はやっぱり早く出さなくちゃいけないというお気持ちはわかりますよ。そのお気持ちはわかりますけれども、その出すタイミングが早過ぎたことが、やっぱり考えていただきたいということですよ。これ難しいかしら。動く自分の世界、そのことだけじゃなくて、周りもやっぱりいろいろな形でいろいろな気遣いをされるということです。そのこと、気遣いですよ。意見がどうこうじゃないですよ。気遣いが出てくるということをぜひ御認識ください。

以上です。

○副議長（小寺正人君）

要望でよろしいですか。

○10番（秋元美智子君）

はい、結構です。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

岩城重義議員。

○4番（岩城重義君）

休憩してもらえませんか。

○副議長（小寺正人君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後2時18分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○副議長（小寺正人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

井川佳子議員。

○2番（井川佳子君）

2番・井川佳子、反対の討論をさせていただきます。

教育長のお気持ちはすごくありがたいです。でも、教育長は豊能町の教育を引っ張る。そして豊能町の魅力というのは、やっぱり教育だったと思います。私が就任させていただいてからも、こども園とかそれから幼稚園統合、それから今は中学校の給食等々、いろいろな面で御活躍いただきました。私たちの拙い一般質問にでも的確にお答えいただいたのは教育長だと、私は本当にいつも尊敬しておりましたので、私は35万円の効果額より、教育長にいただいていたいただきたい。お気持ちには添えないんですけど、申しわけありません。反対させていただきます。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

竹谷勝議員。

○8番（竹谷 勝君）

8番・竹谷です。第5号議案、豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件について、賛成の討論をさせていただきます。

小川教育長には、平成18年から今日まで、教育行政はもとより、町行政全般について大変な御努力と御尽力をいただきました。本当にその御活躍には頭を下げる思いでこの場に立っております。

また、先ほどから、議員の皆さんからいろいろ質疑も、私は心情的にわかるんですけども、今回の件につきましては小川教育長自身から申し入れといたしますか、10%削減ということで、そういう厚意をいただいたと思って、御本人の意志を尊重して、本件に対して賛成の討論といたします。

以上です。

○副議長（小寺正人君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

無所属の会として、反対の討論をいたします。

小川教育長はこの豊能町の意向を受けて就任された方です。就任早々、入札妨害事件が発覚し、辞職した助役にかわって約2年半、1人2役で本当に日下町長を支えてくださいました。そしてまた池田町政では、財政再建の一環として掲げられた幼保一元化、また幼稚園の統合に向けて本当に御尽力していただきました。新たにこども園、ひかり幼稚園とスタートいたしましたけども、と同時に幼稚園の給食、預かり保育ですとか長期休暇のまた預かり、それから幼稚園バスの導入と、本当に子育てのお母さんたちは喜んでおりますし、子育て世代に向けた大きな支援となっております。こうしたことを前進させていただいたということは、この豊能町にとって本当にありがたいことです。

また、経費節減の中でユーベルホールの充実とか、本当に御尽力していただいたなということを大変ありがたく感じております。

豊能町の意向を受けて就任していただいたという経緯を考えますと、退職金の削減、みずから申し出てくださったことは本当にありがたいことです。しかし、これをお受けするという事は、本当に豊能町としての礼を欠くことになると思います。よりまして、私はこの無所属の会といたしまして、第5号議案に反対とさせていただきます。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

豊能第一クラブを代表して、第5号議案に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからの質疑の受け答えを見ておきますと、小川教育長に関しては日本人の心をかいま見たなと思います。日本人の遠慮の心、そういう心がこの今の日本の、この発展を遂げてきた根本であろうというふうには私は思っております。その心を理解しなければならぬのに、今回の提案は型どおりの提案であったと思います。

先ほどから出てますように、平成18年の10月、当時の豊能町長が国をお願いをして、そして単身赴任でこの豊能町に来ていただいた方でございます。着任された早々に、当時の官製談合が起りまして、助役がいなくて2年間にわたって、教育長の立場とそして助役の立場で、この豊能町に対して尽くしてこられました。特に教育行政におきましては、今日まで何の、豊能町の中で問題も起こらないばかりであるか、橋下徹知事の教員の関係で、3市2町ですか、そこへ責任を持ってこられたことも十二分に対応をしていただきました。

そういう中で、これは本人の意志であっても、この豊能町に貢献された人であれば、退職金は増額することはあっても減額することは絶対にあってはならないと思います。

我々議員が教育長に対して、この恩に報いると、できることであればこの議案に反対をして、せめてでも教育長の御恩に報いることであろうと思います。この議場におられる議員諸君の皆様方に対して、賢明なる判断をお願いいたしまして、私の反対の討論とさせていただきます。よろしく願いします。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

この第5号議案につきまして、反対の討論をさせていただきます。

教育長はみずから10%減額するという、この退職金に関して、日本共産党としまして、学力の公開などいろいろ教育行政に関して教育的配慮をされてきたということに敬意を表しております。このことに関して、一言だけなんですけれども、この気持ちはわかりますけれども、第5号議案に対しては日本共産党の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

橋本謙司議員。

○1番（橋本謙司君）

1番・橋本でございます。今、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど議員の皆さんがおっしゃったように、小川教育長、本当に素晴らしい方だと思います。私自身も議員にならせていただいて3年半おつき合いさせていただきましたけれども、非常に感性も高く、教育の知見も高く、非常にいい方だなというふうに感じてたところでございます。

そんな方が最後のけじめとしてみずからの退職金を削るというふうな決断をされたということについては、私は小川教育長なりの最後のけじめのつけ方だというふうに感じております。よって私は本第5号議案に賛成をしたいと思います。よろしく願いします。

○副議長（小寺正人君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小寺正人君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(同数起立6：6)

○副議長（小寺正人君）

可否同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

よって、第5号議案については、議長は否決と裁決します。

日程第6「第6号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第6号議案、豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正に伴い、これまで法律や省令で定められていました指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、施設などに関する基準等について、市町村の条例で定めることとなったことから、本町におきましても新たに条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

では、条例の内容についてでございますが、第1条でこの条例の趣旨を定めております。

第2条で、法律による条例委任されてい

る定員等について定めたもので、第1項は指定地域密着型介護老人福祉施設の定員を29名以下とし、また第2項で、指定地域密着型サービス及び介護予防サービスの事業者として指定できる事業者は法人と定めるものでございます。

第3条で、人員設備等につきましては、基本的には厚生労働省令で定められている基準に準拠すると定めたものでございますが、ただし書きといたしまして、第1項の指定地域密着型サービスでは、サービス記録の保存年限について省令基準にかかわらず5年間とするとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員につきましては、同じく省令基準にかかわらず、入所者を処遇する上で必要な場合は4人以下とすることができるものと定めたものでございます。

また、第2項、指定地域密着型介護予防サービスにつきましても、前項同様、省令基準にかかわらず、サービス記録の保存年限を5年間と定めたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願いいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第7「第7号議案 豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

第7号議案、豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律によりまして、道路法第30条及び第45条の一部の改正があり、町が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法について、従来、国の定めた基準のとおりとなっておりましたところ、新たに条例で定めることとなりましたことから、本条例を提案するものでございます。

議案書9ページをお願いします。

豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例でございます。

条例全体は計3章から、また43条から構成されており、第1章総則では、条例の趣旨や用語の定義を記載しております。

第2章 道路の構造の技術的基準、第3条から第42条でございますが、これはさらに五つの節に分類しており、第2章第1節では、横断面の構成としまして、第3条から第12条で規定しており、車線、路肩、自転車道、歩道等に関する基準を定めております。

第2節では、線形及び視距等として、第13条から第26条に定めており、設計速度、曲線半径、視距、縦断勾配、横断勾配等の基準を定めております。

第3節では、平面交差及び立体交差とし、第27条から第29条で、平面交差、立体交差等について基準を定めております。

第4節では、道路構造物及び附属施設とし、第30条から第37条でございます。待避所、交通安全施設、停留所、防護施設、トンネル、橋梁等について基準を定めております。

第5節では、特例措置及び専用道路で、条文では第38条から第42条でございます。道路の特例、自転車専用道路、歩行者専用道路等についての基準を定めております。

次に第3章は、道路標識の寸法、第43条でございますが、国が定めている道路標識に係る技術基準のうち、標識の寸法や文字等の大きさについて定めております。具体的には、道路交通の安全上、既設の国道の標識との統一された基準が望ましいと考えられることから、従前の府省令と同一の規定を条例化しようとするものでございます。

この条例は、附則としまして、平成25年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしくお申し上げます。

○副議長（小寺正人君）

日程第8「第8号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

第8号議案、豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の一部改正がございました。これに伴い、町道に係る道路移動等円滑化基準について本条例案を提案するものでございます。

条例は基本的に、国が定めた省令の規定を参酌し、町道に係る道路移動等円滑化基準について定めたものであり、国の基準の中で本町に該当しない路面電車停留所等の規定を除いたものを条例化しようとするものでございます。

それでは、議案書の28ページをお願いします。

豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例で、全体で第1章から第6章までで、条文は33条からなるものでございます。

第1章 総則では、条例の趣旨や用語の定義を記載しております。

第2章 歩道等、第3条から第10条では、歩道等の構造や車両乗り入れに関する基準を記載しております。

第3章 立体横断施設、第11条から第16条では、主にエレベーターとエスカレーターに関する基準を記載しております。

第4章 乗合自動車停留所、第17条と第18条では、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の構造等について記載しております。

第5章 自動車駐車場、第19条から第29条では、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分の構造等について記載しております。

第6章 移動円滑化のために必要なその他の施設等として、第30条から第33条でございますが、ここでは案内標識、視覚障害者誘導用ブロックや照明施設等の構造について記載しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

○副議長（小寺正人君）

日程第9「第9号議案 豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

それでは、第9号議案、豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件について、御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により河川法の一部が改正されましたが、これに伴い、準用河川に係る堤防その他の主要な河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準について新たに条例を定めようとするものでございます。

それでは、議案書41ページをお願いします。

豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例でございます。

本条例は、第1章から第8章までの全53条からなるものでございます。

第1章 総則では、条例の趣旨や用語の定義を記載しております。

第2章 堤防では、河川堤防、護岸、水制、のり面の材質や構造を記載しております。

第3章 床止めでは、河川の洗掘を防止する護床工や魚道について記載しております。

第4章 堰では、堰の構造等について記載しております。

第5章 水門及び樋門では、水門や樋門の構造等について記載しております。

第6章 橋では、橋台や橋脚等の構造について記載しております。

第7章 伏せ越しでは、用水施設や排水施設の伏せ越しについて記載しております。

第8章 雑則では、適用除外や施設基準の特例等について記載しております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日を施行としております。

説明は以上でございます。御審議賜り御

決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（小寺正人君）

日程第10「第10号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第10号議案、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等改正の件について御説明をいたします。

本件は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

条例の概要及び新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

改正する条例は、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、豊能町老人医療費の助成に関する条例、豊能町立障害者自立支援施設条例、豊能町国民健康保険条例、豊能町消防団員等公務災害補償条例の五つの条例でございます。

改正の内容といたしましては、それぞれの条例中に引用されている法令の名称を改めますとともに、引用する条項につきましてもそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するもので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の改正に伴って改正する部分につきましては平成26年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第11「第11号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第11号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、子育て世帯が安心して子育てできるよう、入院医療費の一部助成の対象者を小学6年生から中学3年生まで引き上げ、保護者の医療費負担を軽減するため、対象者の年齢を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、入院医療費の一部助成の対象者を、現在の満12歳を満15歳に改めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行日は平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第12「第12号議案 豊能町立保健センター条例全部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第12号議案、豊能町立保健センター条例全部改正の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、保健センターと豊悠プラザの機能統合に伴い、名称、事業内容等の変更が必要であるため、規定の整備を行うものでございます。

まず、第1条でございますが、名称として、町立保健センターから町立保健福祉センターへの名称変更を行い、そのほかは文言を整理させていただくものでございます。

第2条といたしまして、保健センターの現行事業に豊悠プラザの事業を加えて整理させていただくものでございます。

第5条といたしまして、新たに目的外使用等の禁止を明記するものでございます。

第7条といたしまして、ただし書き以降を明記し、目的外使用を許可された場合は使用料が必要であると定めるものでございます。

その他の条項におきましては文言の整理でございます。

附則としまして、この条例の施行日は平成25年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第13「第13号議案 豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

第13号議案、豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例改正の件につきまして、御説明申し上げます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、町が設置する一般廃棄物処理施設、いわゆる本町の場合、し尿処理施設が該当するものでございますが、に置くべき技術管理者が有す

べき資格について定める必要が生じたことから、条例を改正させていただくものでございます。

議案書65ページをお願いします。

豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例の一部を改正する条例でございます。

まず条例の題名を、豊能町し尿処理施設条例に改めるものでございます。

第1条を全面的に改めまして、施設の設置、名称と位置を定めるものでございます。

第2条は削除いたしまして、第3条、第4条、第5条、第6条はそれぞれ文言整理を行うとともに、第2条、第3条、第4条、第5条と繰り上げるものでございます。新たに第6条を1条つけ加えさせていただき、今回法律の施行に伴い必要となった一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格を定めるものでございます。

この資格要件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項により、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなっておりますことから、本町としましては従前の環境省令の同法施行規則第17条に規定する資格をそのまま条例化しようとしているものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第14「第14号議案 豊能町立農村婦人の家設置条例廃止等の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

それでは、第14号議案、豊能町立農村

婦人の家設置条例廃止等の件について御説明申し上げます。

本件は、農村婦人の家の使用料について一層の適正化を図ることと、平成26年4月1日から地元自治会に無償貸与を行うための条例の規定整備を行うものでございます。

議案書68ページをお願いします。

豊能町立農村婦人の家設置条例を廃止する等の条例です。

まず第1条といたしまして、現行の婦人の家の設置条例の一部のうち別表の使用料を改定しようとするものでございます。

別表の各室使用料の使用区分帯は変更はございませんが、共同学習室（1）、（2）、（3）及びトレーニング室の12時から17時及び17時から22時の区分に係る部屋の使用料を300円から500円に改定するものです。

調理加工実習室も同じ時間帯の区分の使用料について700円から1,000円に改定するものです。

さらに、表の備考に共同学習室及びトレーニング室の暖房使用時に加算する料金を現行の100円から、部屋使用料の5割加算に変更するものでございます。

また、洗濯機使用料は1回の使用料を500円に改定するものです。

さらに、みそ加工料は、みそ加工に係る諸経費等を勘案し、従前の表示を改め、15キログラムにつき2,800円とするもので、調理加工実習室の使用料を含めた料金とするものでございます。

次に、第2条につきましては、財政再建計画に基づき、本施設を地元自治会に無償貸与することで同意が整ったことから、本条例の廃止を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条の条例は平成25年4月1日から、第2条の廃止条例

は平成26年4月1日から施行するものでございます。

またさらに料金改定に係る経過措置を附則として規定しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第15「第15号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長（川上和博君）

第15号議案、豊能町立コミュニティセンター条例改正の件について御説明いたします。

本件は、町立コミュニティセンターの使用料の一部を改定し、料金の適正化を図るため改定させていただくものでございます。

議案書71ページをお願いします。

豊能町立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例でございます。

別表の基本料金の表のうち体育館の項中の各時間区分使用料の800円を1,200円に、1200円を1,800円に改定するものでございます。これは体育館に係る電力料金等を勘案して改定するものでございます。

運動場の使用料は金額自体は変わりませんが、表記を変更するものでございます。

また、別表の備考欄の記載の方法を一部改めて、コミュニティセンターの教室の各部屋のうち、冷暖房設備が備わった部屋の冷暖房を使用した場合に、当該電力使用料等のコスト負担を求めべく使用料の加算を規定し、4、冷暖房を使用する場合には、基本料金の3割を加算するという備考欄の文言を追加し、その従前、改定前

備考欄の3に記載した料金計算の10円未満の端数の取り扱いを備考欄の5として記載しているものとさせていただきます。

さらに別表(2)のみそ加工料につきましては、農村婦人の家における加工料等を勘案し同様の表現にすべく15キログラムという表記とするとともに、2,500円に改定させていただき、そして部屋の使用料を含んだものというふうに明記させていただこうとするものとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するもので、料金に係る経過措置を規定させていただいているものとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長(小寺正人君)

日程第16「第16号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長(川上和博君)

第16号議案、豊能町営住宅管理条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法第5条及び第23条の一部改正が行われ、従前全国一律に定められていた公営住宅の整備基準について、公営住宅を管理する地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなったため、町営住宅の整備基準を定めるとともに、入居者の資格に関し必要な規定の整備を行うものとさせていただきます。

改正の主な内容につきまして説明させていただきます。

議案書73ページをお願いします。

豊能町営住宅管理条例の一部を改正する

条例でございます。

まず題名でございますが、豊能町営住宅管理条例から、豊能町営住宅条例に改めるものとさせていただきます。今回の改正の内容が整備に関することが入りますので、管理という文言を削除するものとさせていただきます。

第1章の次に、新たに第1章の2という1章を追加させていただき、町営住宅等の整備基準、条文でいきますと第2条の2から第2条の9を追加するものとさせていただきます。

第1章の2の第2条の2では整備基準を定め、第2条の3では敷地の基準を定め、第2条の4では住棟等の基準を、第2条の5では住宅の基準を、第2条の6では住戸の基準を、第2条の7では共用部分の基準を、第2条の8では附帯施設の基準を、第2条の9では共同施設の基準を定めるものとさせていただきます。これらの基準につきましては国で定められた基準を参酌し定めるものとさせていただきます。

また、第7条第2項を削除するものとさせていただきます。これは、公営住宅法第23条の一部改正により、入居資格要件を緩和するものとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長(小寺正人君)

日程第17「第17号議案 豊能町都市公園条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上建設環境部長。

○建設環境部長(川上和博君)

第17号議案、豊能町都市公園条例改正の件について御説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高め

るための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、都市公園法第3条、第4条及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の第13条の一部改正がなされ、これまで国が一律に定めておりました都市公園や公園施設の設置基準及び特定公園施設の都市公園移動等円滑化基準等を、国の基準を参酌して条例で定めるように改正されました。したがって本件条例の改正を提案させていただきますものでございます。

条例の基本的な考え方としましては、国の基準に追加修正の必要がないと本町においては判断したことから、現行の国基準どおりの条例改正を御提案させていただいているものでございます。

議案書の77ページをお願い申し上げます。

豊能町都市公園条例の第1条の見出しを趣旨に改め、文言整理を行います。

第2条の次に次の5条を追加いたします。

第2条の2では、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を定めたものです。

第2条の3では、都市公園の配置及び規模の基準を定めたものです。

第2条の4では、公園施設の設置基準を定めたものです。

第2条の5では、設置基準の特例を定めたものです。

第2条の6では、特定公園施設を新設、増設または改築を行うときの設置基準及び都市公園移動等円滑化基準を別表として新たに定めたものです。

附則といたしまして、本条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小寺正人君）

日程第18「第18号議案 平成24年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

それでは、第18号議案、平成24年度豊能町一般会計補正予算の件について、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度豊能町一般会計補正予算（第8回）でございますが、第1条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額から1,094万7,000円を減額し、63億697万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額、補正後の金額は2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、4ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費の豊寿荘ボイラー改修事業でございますが、豊寿荘の風呂のボイラーが故障し、現在休止しておりますところ、早急に修繕するべく補正予算をお願いするものでございますが、今年度内に事業を完了できないため、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございますが、5ページをお願いいたします。

今年度に起こしました五つの債務負担行為につきまして、いずれも事業費が確定をいたしましたので減額するものでございます。

それでは、今回の補正の内容につきまして、まず歳出から御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

なお、今回の補正は事業費の確定に伴います不用額の減額と、歳入の確定に伴います財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一般管理費の人件費事業でございますが、勸奨退職などに係る退職手当を増額するものでございます。

同じ一般管理費の基金管理事務事業につきましては、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金積立金を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございますが、保険基盤安定繰入金に係る国府負担金の繰り出しを行うものでございます。

老人福祉センター運営費につきましては、繰越明許費のところで説明を申し上げました豊寿荘のボイラーの改修事業でございます。

歳出については以上でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

町税でございますが、町民税、固定資産税、町たばこ税につきましては、決算見込みに基づき補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

地方交付税でございますが、国の補正予算により普通交付税が追加交付されるものでございます。

衛生費負担金のし尿処理費負担金につきましては、箕面市のし尿受け入れに係る負担金を増額するものでございます。

民生費国庫負担金と、次の11ページの民生費府負担金は、いずれも国民健康保険基盤安定繰入金に係る負担金でございます。

府補助金の総務費府補助金、労働費府補

助金及び教育費府補助金は、いずれも総合相談事業交付金でございます。

繰入金の公共施設整備基金繰入金につきましては、消防庁舎新築移転工事と保健センター・豊悠プラザ統合整備改修工事の事業費が確定をいたしましたので、充当額を減額するものでございます。

退職手当基金繰入金につきましては、今回の補正によって一般財源で退職手当の財源を確保できることから、充当額の全額を減額するものでございます。

最後に12ページをお願いいたします。

雑入でございますが、豊能郡環境施設組合から美化センター解体処理事業の不用額の返金を受けるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第19「第19号議案 平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第19号議案、平成24年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,449万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策の中で法律上の2割から予算措置で1割に凍結しております70歳から74歳の医療費患者負担につきまして、平成25年4月以降も当面1割負担を継続するとの決定をさ

れたことから、高齢受給者証の更新に伴う経費を補正するものと、低所得者に対する保険税軽減額の増額交付により増額分を補正するものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。6ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費12万7,000円は、高齢受給者証及びリーフレットの印刷などの経費であります。

続きまして、5ページの歳入でございます。国民健康保険税372万8,000円は、低所得者に対する保険税軽減額分が公費で負担されるため、減額をするものでございます。

次の国庫支出金12万7,000円は、高齢受給者証の更新に係る経費を、高齢者医療制度円滑運営事業補助金として交付されるものでございます。

次の繰入金372万8,000円は、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の増額分を一般会計から繰り入れされるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第20「第20号議案 平成25年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 晃夫君）

第20号議案、平成25年度豊能町一般会計予算の件について御説明を申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を61億3,700万円と定めるものでございます。これは、対前年度2億9,70

0万円の増、率にいたしまして5.1%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為でございますが、13ページをお開き願いたいと思います。

「第2表 債務負担行為」の住基ネットワーク機器更新事業、ごみ減量化計画策定事業、学校園複写機更新事業、小中学校情報機器更新事業及び図書館複写機更新事業につきまして、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条といたしまして、地方債でございますが、14ページをお願いいたします。

「第3表 地方債」の1. 光風台大橋耐震化事業債、2. 町道等維持補修事業債、3. 通学路等交通安全等整備事業債、4. 消防団消防車両更新事業債及び5. 臨時財政対策債につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思えます。

第4条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内で各項間の流用ができるものと定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明を申し上げます。

なお、主な事業につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省かせていただきたいと思います。

予算書の19ページをお願いいたします。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げたいと思います。

款1・議会費は、1億3,013万6,000円で、対前年度361万6,000円の減でございます。これは、議員共済会の掛金の減が主な要因でございます。

款2・総務費は9億1,737万4,000円で、対前年度7,568万円の減でございます。これは、参議院議員通常選挙や、旧ふれあい文化センターの分館解体事業などが増となる一方、人件費、財務会計システムの更新、旧吉川公民館改修工事などの減によりまして、総額では減額となるものがございます。

款3・民生費は15億7,909万円で、ほとんど増減がございませんが、これは国民健康保険特別会計と介護保険特別会計への繰出金及び後期高齢者医療費が増となる一方、児童手当支給事業が減となるため、総額ではほぼ同額となるものがございます。

款4・衛生費は8億7,650万1,000円で、こちらもほとんど増減がございませんが、予防接種事業や上水道事業補助事業が増額となるものの、保健センター・豊悠プラザ統合整備事業と豊悠プラザの管理事業が減となりまして、総額ではほぼ同額程度となるものがございます。

款5・労働費は省略をさせていただきます。

款6・農林水産業費は7,185万3,000円、次の款7・商工費は1,624万円で、いずれもほとんど増減がございません。

款8・土木費は4億1,402万8,000円で、対前年度7,250万3,000円の増でございますが、これは町道等の維持補修事業、光風台大橋の耐震化事業の増によるものがございます。

款9・消防費は6億1,405万8,000

円で、1億5,921万5,000円の増でございます。これは、消防団の消防車両更新事業、消防庁舎新築移転工事事業の増によるものがございます。

款10・教育費は9億3,373万1,000円で、1億4,538万1,000円の増でございます。これは、小中学校施設修繕事業、中学校の給食導入促進事業、ユーベルホール大規模改修事業の増が要因でございます。

款11・公債費と款12・予備費は省略をさせていただきます。

なお、51ページ以降の事業別予算につきましては、平成26年度から行政評価を導入する準備といたしまして、平成25年度予算から事業名を再編しておりますので、前年度と比較できにくくなっておりますことを御了承いただきたいと思います。

例えば51ページの議会費では、前年度までは人件費事業と議会運営事業の二つだけでございましたけれども、52ページにありますように、新たに議会広報事業、議員共済会事業、議長秘書事業、議員調査研修事業の四つの事業を起こしております。このように、全ての予算科目におきまして、事業名によってあらかた事業の内容がわかるような再編にしておるところでございます。

歳出の説明は以上でございます、次に歳入について説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入におきましても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げて説明にかえさせていただきます。

款1・町税は20億1,192万9,000円で、対前年度6,237万円の減でございます。これは主に個人の町民税の減によるものがございます。

款2の地方譲与税から款9の地方特例交付金まで及び款11の交通安全対策特別交付金は、ほとんど増減がございませんが、款6の地方消費税交付金は1,980万円の減と見込んでおります。

款10・地方交付税は18億4,300万円で、対前年度100万円の減と、当初予算同士の比較ではほぼ同額となっておりますけれども、平成24年度決算と比べますと、約5,600万円の減でございます。

款12・分担金及び負担金は1億4,564万2,000円で、対前年度5,063万3,000円の増でございます。これは、摂津市からし尿を受けること及び消防庁舎新築移転工事の箕面市の負担金が増加となるものでございます。

款13・使用料及び手数料は8,156万3,000円で、ほぼ前年度と同額でございます。

款14・国庫支出金は3億860万3,000円で、884万1,000円の減でございます。これは、児童手当国庫負担金の減によるものでございます。町道等維持補修事業や光風台大橋の耐震化事業に対する国庫補助金が増額となるため、総額では若干の減となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

款15・府支出金は3億4,288万5,000円で、5,649万4,000円の増でございます。これは、子宮頸がんワクチン等接種事業、中学校給食導入促進事業に対する補助金、参議院議員通常選挙に対する委託金が主な増加の要因となっております。

款16・財産収入、款17・寄附金は省略をさせていただきます。

款18・繰入金金は4億9,790万4,000円で、2億3,170万1,000円の増でございますが、これは退職手当基金繰入金金が減となるものの、財政調整基金繰入金、

公共施設整備基金繰入金、文化振興基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金がいずれも増額となるものでございます。

なお、充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、御参照をよろしくお願いいたします。

款19・繰越金、款20・諸収入につきましては省略をさせていただきます。

款21・町債は4億7,880万円で、対前年度4,960万円の増でございます。これは光風台大橋耐震化事業などの土木債、消防団消防車両更新事業の消防債、普通交付税の代替措置に当たります臨時財政対策債のいずれも増額となるものでございます。

なお、平成25年度末の町債残高見込みにつきましては、予算書の154ページに記載しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

説明は簡単でございましたが、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○副議長（小寺正人君）

日程第21「第21号議案 平成25年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第21号議案、平成25年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書の159ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億243万6,000円と定めるものであります。

前年度当初予算と比較いたしまして、5,047万2,000円の増、率にしまして1.8%増の予算とするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものであります。

予算の編成につきましては、予算説明資料42ページに記載の被保険者数、世帯数、1人当たりの医療費の見込みにより作成しております。

それでは内容につきまして、まず歳出から、主なものにつきまして御説明をいたします。

180ページをお開き願います。

総務費の総務管理費は3,387万1,000円計上しております。これは人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金であります。

181ページに記載の総務費の徴税費76万2,000円でございますが、保険税の賦課徴収事務に係る経費であります。

182ページから183ページにかけての保険給付費、療養諸費であります。16億2,585万6,000円で、対前年度比4.2%減であり、平成23年度及び平成24年度の医療費を勘案し予算計上しております。

次の保険給付費、高額療養費2億1,622万7,000円は、対前年度比4.2%減でありまして、この予算につきましても平成23年度及び平成24年度の医療費を勘案し予算計上しております。

187ページをごらん願います。

後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る支援金3億4,205万9,000円を計上しております。

189ページをお開き願います。

介護納付金1億3,632万3,000円で

ありますが、これは介護保険に係る負担分としまして第2号被保険者の保険税と国庫負担金等を合わせまして、社会保険診療報酬支払基金に対し拠出する経費でございます。

次の共同事業拠出金2億9,919万円でございますが、大阪府内の全ての市町村が拠出して構成する財源により費用負担を調整する再保険事業の拠出金であります。

191ページの保健事業費、特定健康診査等事業費であります。1,824万1,000円計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

194ページをお開き願います。

諸支出金、繰出金342万8,000円ありますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

戻っていただきまして、169ページをお開き願います。

国民健康保険税であります。対前年度比6.1%減の6億1,011万4,000円を計上しております。1人当たりの保険税額は、予算説明資料42ページに記載のとおり、全体分で8万9,900円となっております。保険税率、賦課限度額とも平成24年度と同様でございます。

171ページの国庫支出金、国庫負担金3億5,343万8,000円でございます。療養給付費等負担金につきましては、保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金並びに介護納付金に対する定率負担分があります。また、高額医療費共同事業負担

金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1に当たる負担金であります。

次の国庫補助金、財政調整交付金7,522万3,000円ではありますが、普通調整交付金は主に財政負担能力を考慮して配分されるものであり、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付されるものでございます。また、特別調整交付金は、市町村の特殊事情がある場合に考慮して交付されるものでございます。

次に、172ページの療養給付費等交付金1億9,083万4,000円でございますが、退職被保険者等に係る給付費に対するの交付金であります。

次の前期高齢者交付金9億9,474万2,000円ではありますが、前期高齢者の加入率及び給付額に対するの交付金でございます。

173ページをごらん願います。

府支出金、府補助金、目2・都道府県財政調整交付金1億3,829万8,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金であります。

174ページをごらん願います。

共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金1億4,279万5,000円でございますが、都道府県単位で実施いたします保険財政共同安定化事業拠出金に対するの交付金でございます。

次の繰入金、目1・一般会計繰入金1億1,598万7,000円ではありますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第22「第22号議案 平成25年

度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第22号議案、平成25年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

予算書の205ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億788万7,000円と定めるものであります。前年度当初予算と比較いたしまして615万7,000円減額の予算とするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をいたします。

219、220ページをごらん願います。

総務費、総務管理費、一般管理費であります。5,615万円を計上しております。この経費は主に職員人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。

次に221ページから222ページの医業費4,408万9,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科用コンピュータのシステムソフトウェア等の経費を計上しております。

次の公債費であります。749万7,0

00円計上しております。これは、診療所建設起債に対します償還金でございます。

歳出は以上であります。

次に、歳入の説明をいたします。

戻っていただき、214ページをごらん願います。

診療収入の外来収入の予算でございますが、7,435万9,000円・また、その他の診療報酬として諸検査等収入1,150万円を計上しております。

次に217ページの繰入金であります。一般会計から1,773万2,000円、そしてへき地診療所施設の運営補助としまして342万8,000円を国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第23「第23号議案 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

第23号議案、平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

お手元の予算書235ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,191万1,000円と定めるものであります。前年度当初予算と比較いたしまして166万5,000円増額の予算でございます。

それでは、内容につきまして、まず歳出から、主なものにつきまして御説明をいたします。

247ページをお開き願います。

総務費は電算機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費が主でございます。

次に、248ページの後期高齢者医療広域連合納付金3億2,698万1,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金であります。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

戻っていただきまして、243ページをお開き願います。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして2億8,707万2,000円の保険料を見込んでおります。1人当たり平均の保険料額は9万2,894円となっております。

244ページをごらん願います。

繰入金、一般会計繰入金は、事務費分としまして419万円、政令軽減分である保険基盤安定繰入金を3,898万7,000円計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第24「第24号議案 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上林生活福祉部長。

○生活福祉部長（上林 勲君）

それでは、第24号議案、平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書253ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億2,835

万2,000円と定めるものであります。

第2条としまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1億円と定めるものであります。

また、第3条は歳出予算の流用につきまして、給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができることを定めたものであります。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして御説明をいたします。

272ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費3,046万2,000円でございますが、この経費の主なものは、職員人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

273ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,312万6,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

次の274ページ、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,217万9,000円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

275ページをお願いいたします。

項5・計画作成等委員会費66万円につきましては、介護保険運営委員会などに要します経費でございます。

276ページから282ページにかけての款2・保険給付費でございますが、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画での推計値に基づきまして、平成25年度分の予算額16億1,062万円を計上しております。

次に、283ページの款4・地域支援事

業費、項1・介護予防事業費の1,449万6,000円及び284ページの項2・包括的支援事業等費の4,235万円でございますが、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

263ページをお開き願います。

款1・保険料、項1・介護保険料の第1号被保険者保険料でございますが、国のワークシートに基づきまして、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険サービス見込み額の平均で算出しており、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額に、滞納分を含めまして3億8,332万5,000円を計上いたしております。

次に、264ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金ですが、現年度分につきましては国の負担分といたしまして介護給付費の20%に相当する額、3億2,212万4,000円を計上しております。

項2・国庫補助金、目1・調整交付金、現年度分調整交付金でございますが、1,000円だけの科目設定のみとしております。調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための補助制度であり、基本的には給付費の5%相当分を交付されるものでございますが、第5期計画の中の本町の交付率はゼロ%の予定となっているためであります。

次の265ページ、目2・介護予防事業費交付金、現年度分344万6,000円は、地域支援事業費の介護予防事業費の25%に相当する額、次の目3・包括的支援事業等費交付金、現年度分1,271万3,000円は、地域支援事業費の包括的支援事業等費の39.5%に相当する額を計上しており

ます。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分4億6,707万9,000円は、第2号被保険者の負担分として介護給付費の29%に相当する額を計上いたしております。また、目2・地域支援事業支援交付金、現年度分3,99万7,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業費として、第2号被保険者の負担分29%に相当する額を計上しております。

266ページの款5・府支出金、項1・府負担金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分であります介護給付費の12.5%に相当する額2億1,32万9,000円を計上しております。

次に、268ページをお開き願います。

款7・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%の2億1,32万9,000円を計上しております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして、5,793万7,000円を計上しております。

次に、269ページでございます。

款7・繰入金、目1・介護給付費準備基金繰入金につきましては、第4期の余剰分などを積み立てた介護給付費準備基金から4,801万3,000円を繰り入れするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いをいたします。

○副議長（小寺正人君）

日程第25「第25号議案 平成25年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第25号議案、平成25年度豊能町下水道事業特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

予算書の297ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,346万1,000円と定めるものでございます。

第2条で、継続費については、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、300ページ「第2表 継続費」によるものであり、款1・下水道費、項2・下水道整備費、事業名、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業、総額を3億800万円で、年度を平成25年度から平成27年度とするものでございます。

第3条、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債は300ページの「第3表 地方債」のとおりであり、起債の目的を下水道債、限度額を1億860万円と定めるものでございます。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

それでは、310ページをお開き願います。

歳出より御説明申し上げます。

下水道総務費は2,225万8,000円でございます。これは人件費事業、下水道運営事業で、主な費用としましては、各協議会の負担金や償還金でございます。前年度より減となっておりますが、償還金や公課費の減でございます。

下水道維持管理費は1億4,221万2,000円でございます。これは人件費事業、下水道施設管理事業で、主な費用としまして職員の人件費、施設の電気代、施設管理に要する委託料、猪名川流域下水道維持管理負担金などがございます。前年度より減となっておりますが、人件費の減でございます。

312ページをお開き願います。

下水道整備費は1億3,120万円でございます。これは、人件費事業、公共下水道建設事業で、主な費用としまして職員の人件費、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業の工事請負費、猪名川流域下水道事業建設負担金などがございます。前年度より増でございますが、平成25年度よりときわ台中継ポンプ場長寿命化事業を実施することによるものでございます。

公債費は1億9,728万8,000円でございます。これは、元金、利子に係る費用でございます。前年度に比べ201万4,000円の増でございます。

予備費は50万円を計上しております。

続きまして、歳入予算を御説明申し上げます。

305ページをお開き願います。

下水道負担金は2,000円でございます。

下水道使用料は2億1,888万6,000円で、前年度に比べ549万3,000円の減であります。減の要因といたしまして、使用量の減や人口の減によるものであります。

306ページをお開き願います。

下水道手数料は12万5,000円でございます。これは、指定工事店等の更新手数料でございます。

下水道費国庫補助金は4,000万円でございます。これは、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業の国庫補助金でございます。

利子及び配当金は50万1,000円でございます。これは下水道建設基金等の運用収入でございます。

一般会計繰入金は1億480万1,000円でございます。これは、雨水対策などに係る一般会計からの繰入金でございます。

下水道建設基金繰入金は1,887万3,000円でございます。これは猪名川流域建設負担金やときわ台中継ポンプ場長寿命化事業並びに管渠更生工事などを実施するため、基金を充てるものでございます。

308ページをお開き願います。

繰越金は166万8,000円でございます。

預金利子は1,000円、雑入は4,000円でございます。

下水道債は1億860万円で、前年度に比べまして2,230万円の増でございます。これもときわ台中継ポンプ場長寿命化事業を実施するためでございます。

内訳としましては、流域下水道債1,910万円、特定環境保全公共下水道債470万円、下水道事業債1,280万円、資本費平準化債3,400万円、公共下水道債3,800万円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(9番・福岡邦彬議員着席)

○副議長(小寺正人君)

この際、暫時休憩いたします。

(14番・川上勲議員退席)

(午後4時07分 休憩)

(午後4時21分 再開)

○議長 (福岡邦彬君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26「第26号議案 平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長 (高 秀雄君)

それでは、第26号議案、平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の325ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,501万8,000円と定めるものでございます。

歳出より御説明申し上げます。

335ページをお開きください。

下水道維持管理費は607万8,000円でございます。これは人件費事業や生活排水処理施設管理事業の経費でございます。主なものは業務委託料でございます。

下水道整備費は375万5,000円でございます。これは合併浄化槽設置に係る経費でございます。

公債費は513万5,000円でございます。これは施設整備に借り入れた下水道債の償還金でございます。

予備費は5万円でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

333ページをお開きください。

下水道分担金は37万2,000円でございます。これは下水道の分担金でございます。

下水道使用料で191万2,000円でございます。65件の使用料でございます。

繰入金は、一般会計繰入金で1,273万2,

000円でございます。

繰越金は1,000円でございます。

諸収入は預金利子で1,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (福岡邦彬君)

日程第27「第27号議案 平成25年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長 (高 秀雄君)

それでは、第27号議案、平成25年度豊能町水道事業会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、平成25年度豊能町水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数7,888戸、年間総給水量222万6,000立方メートル、1日平均給水量6,099立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の水道事業収益は、5億1,931万2,000円で、対前年度比2.5%の減でございます。その内訳は、第1項の営業収益で4億6,687万4,000円、第2項の営業外収益で5,243万7,000円、第3項の特別利益で1,000円でございます。

次に支出で、第1款の水道事業費用は6億2,604万9,000円で、対前年度比3.2%の減でございます。内訳は、第1項の営業費用で5億6,408万7,000円、第

2項の営業外費用で5,966万1,000円、第3項の特別損失で130万1,000円、第4項の予備費で100万円を計上しております。

これにより、平成25年度の単年度収支見込みは1億673万7,000円の赤字が見込まれるところでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出であります。

収入で、第1款の資本的収入は1億3,594万8,000円でございます。その内訳は、第1項の他会計繰入金で6,514万8,000円でございます。第2項の企業債で7,080万円であります。

次に支出で、第1款の資本的支出は3億121万2,000円でございます。その内訳は、第1項の建設改良費で1億4,032万5,000円、第2項の企業債償還金で1億6,088万7,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,526万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,993万6,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額532万8,000円で補填するものでございます。

次に第5条で定めるところの債務負担行為でございます。債務負担行為をすることができる事項は、水道料金・企業会計システム保守管理業務で、期間を平成25年度から平成30年度とし、限度額を630万円と定めるものでございます。

次に第6条の企業債でございます。起債の目的を水道事業債、限度額を7,080万円と定めるものでございます。

次に第7条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)の営業費用と(2)の営業外費用と定めるものでございます。

次に第8条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、(1)の職員給与費と(2)の交際費とするものでございます。

次に第9条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金等補助のため、一般会計から9,134万1,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に第10条で、たな卸資産の購入限度額は233万8,000円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。

次に第11条で、重要な資産の取得及び処分は、取得として事務機器で、水道料金及び企業会計システムを予定しております。

以下、予算実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議賜りまして御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第28「議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査の報告について」を議題といたします。

本件に対する議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会、竹谷勝委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（竹谷 勝君）

それでは、先般行われました議会活性化特別委員会の所管事務調査の報告を行います。

日程は、平成25年1月28日から29日にかけて行ってまいりました。

視察場所といたしましては、神奈川県湯河原町、同じく大井町議会。豊能町から参加したのは、福岡議長、小寺副議長、川上議員、高尾議員、秋元議員、高橋議員、橋本議員、そして私、事務局から乾事務局

長、それと杉田副主幹、合計10名で行ってまいりました。

視察の目的は、現在、豊能町議会では議会基本条例制定に向けて鋭意取り組んでおります。既に議会基本条例を制定し、基本条例に基づいて先進的に議会運営に取り組まれている議会に学び、今後の制定作業に生かしていくため、今回、所管事務調査を行いました。

まず1月28日に湯河原町議会に行ってみりました。

この町は人口が2万6,922人、これは平成24年4月1日現在、議員定数は14名でございます。

相手方から出席していただいたのは正副議長、議会運営委員会の委員長、常任委員会の委員長、議会事務局、7名で対応していただきました。

湯河原町が議会基本条例のきっかけとされたのは1点、隣町との合併協議があと一步のところ破綻をし、町民に対してできるだけ早く自立の道を示す必要があったとのこと1点です。住民投票で相手側が僅差で反対になったそうでございます。

二つ目といたしまして、行政側が既に、自治基本条例の中にも議会のことが触れられているため、議会としても議会基本条例の制定が必要であったとのことです。

さらに議会基本条例制定に当たっての留意点とされた点について説明がありました。

主権者である町民から議会に求められている議会の役割、議員の責務、町民との関係を明らかにすることが必要になり、以下の三つの要素で構成する議会基本条例試案の策定作業に入ったそうです。

1点目といたしまして、地方自治体は自己責任、自己決定で運営する時代に入り、町民の代表である議会もこの実行決定権をどう生かしていくかという大きな責務があ

ったこと。

二つ目は、地方自治体や議会の権限がふえるばかりでなく、町民が参加し、あるいは一緒に仕事をしていく町民協働の必要性があること。

三つ目といたしましては、地方自治体は自己責任、自己決定の運営で地域の自立を目指していくためには自前の施策をつくり、展開していくことが大変重要になってきたとの説明がありました。

以上、三つの大きな流れと時代の要請を受け、議会みずからその決意と運営の仕組みを明らかにし、また今後の議会運営の最高規範となることを目標に、特別委員会において約1年6カ月の審議を行われ、平成18年12月12日に条例は全員賛成で可決をされ、平成19年4月1日から施行されているそうです。

ちなみに全国の議会基本条例の制定につきましては、平成18年5月18日に北海道栗山町議会が設定されております。平成18年12月12日に当神奈川県湯河原町議会が全国で2番目に制定をされたということになります。その後については同年12月20日に三重県議会、そして平成19年2月28日に三重県伊賀市議会が制定をされており、以下現在まで相当数の議会に制定をされているそうです。

次に、主な意見交換会の内容を紹介させていただきます。

まず議会報告会についてですが、実施要綱を制定して運営しているそうです。開催に当たっては全議員出席のもと、基本的に当初予算後と決算後に4会場で実施しておると。ただし平成22年度は東北震災の影響で決算後のみということらしいです。

報告に当たりましては、予算特別委員会を務めた各議員が質問した内容と行政の答弁を中心に説明し、また当日に向けてリハ

ーサルを4回程度行っておると。リハーサルの中身につきましては時間配分等行っていったそうでございます。それと報告会の開催に向けての広報については議会だよりあるいは町報の広報紙等で行っているそうです。

ちなみに参加者の実績ですが、平成24年度の1回目は36名、2回目は28名です。報告会の結果につきましては次回の「議会ゆがわら」で報告をされ、中身につきましては質疑の内容あるいは別途アンケート調査をされてますので、その結果等を報告されております。

次に、一般会議についてですけれども、これも同じく実施要綱を制定して運営されています。一般会議申込書に、所定の申込書に基づいて実施をしているそうです。申し込みがあった場合には議会運営委員会で決定をし、常任委員会で対応すると。ただ、申し込みが余りない、少ないというふうなことをおっしゃってまして、逆に議会側からも各種の団体、特に補助金等を拠出している商工会とか観光協会とか、そういったところに要請をしているということです。

実施に当たっては予算化の前に話を投げかけ、また団体の成果を聞いて進めると、そういうふうな形をとっているみたいでございます。

自由討議につきましては、我々も検討してるんですけども、本会議場での自由討議はまず無理であろうということで、まだ実施もされてないようです。ただし全員協議会あるいは常任委員会等では行っておるといことです。反問権につきましては、我々も議論したんですけども、反問権が条例の中に入っております。目的といたしましては、より議論が深められるようにすること。また反問するに当たっては紳士的に実施をすること。逆に質問側の議員につ

いても大変責任があるのではないかと、しっかりと調査をして研究等々が重要ではないかというふうなお話もありました。

議員報酬あるいは議員定数については、条例の中で第三者の意見を参考とするということになっているんですけども、報酬については報酬審議会の開催をその都度要請すると。また定数については自治会、区長会等の意見を参考にしながら進めておるといこととで、直近の事例の話はございませんでした。

議案に対する各議員の賛否の公開については既に実施をしていると。

終わりました、議場を見学させていただいて、立派な議会放映の設備がありまして、放映を実施されているんですけども、経費が何か500万円ぐらいかかったと。議会が始まりますと総務課の職員が2名専従について放映をします。その割にまだ放映の範囲は庁舎内と一部庁舎に直結したコミュニティ会場のみで、一般多数にはまだできていないという状況でございます。

それと条例の見直しについては、条例制定から4年が経過した平成23年3月に1回目の改正を行われたそうでございます。このときに町長への反問権あるいはコミュニティの活動支援、あるいは広域政策への取り組み等々を追加されたようでございます。

以上が湯河原町の意見交換の内容でございます。

次に、明けて1月29日、大井町議会に行っておりました。この町は人口が1万7,513人、昨年12月末です。議員定数が14名。この町は比較的財政が豊かな町で、歳入に占める町税収入が57.2%。ちなみに豊能町は平成24年度当初予算で見ますと35.5%ということとで、年によれば不交付団体にもなる年があると、そういう

町でございます。

主な意見交換の内容でございますが、議会基本条例の制定のきっかけは、この大井町というのはもともと争いごとを余り好まないという町の風土があるそうでございます。昨年、平成24年9月に町議会選挙があったらしいですけれども、このときも無投票で議員が選出されたと。またこれまでの選挙でも無投票と選挙、選挙があっても1人ぐらいがオーバーと、そういうふうな繰り返しをしているそうです。過去に何か一度定数に満たないときもあったみたいで、それを契機に、町民にもっと議会のことを知ってもらう必要があるのではないかなというようなことから、平成19年2月から議会基本条例の研究会を9回開催し、平成21年1月1日から施行されてます。この間、北海道の栗山町、今金町、湯河原町に研修も行かれたそうでございます。

意見交換会の中身ですけども、議会報告会については、我々には実施要綱あるというのは見せていただかなかったので、多分つくっておられないのではないかと思います。

開催に向けての広報は議会だよりあるいは自治会の回覧板、また直近になりましたら各議員が個人でチラシを配布してされている人もあるらしいです。

実施については当初予算後に行うと。ここは若干豊能町と変わってまして、広報委員会が広報常任委員会となってるんです。特別委員会じゃなしに。こういった議会の広報は全てこの常任委員会で取り仕切るということで、開催日あるいは会場等もこの委員会で決めておるということです。

会場ですけども、人口形態が豊能町とよく似てまして、人口の20%が中間山間地に住んでおられる方が多いらしいです。これまで場所を何回か変えたけれども、人

の集まりがもう一つ集まらないということで、次回からは町の中心部で開催するべきかなというお話もされておりました。以上が議会報告会です。

一般会議については町民からの申し込みは余らないと。こちらでも議会から各団体に開催を働きかけていると。そうした中でこれまで年に一、二回開催をしているそうです。例えば障害者の親の会とか小・中学校関係者とか社会教育委員などと懇談会的に開催をしているそうです。

次に自由討議については、これまで実施をしたことがないということで、中身については余り話ができませんでした。

陳情・請願につきましては議会運営委員会で諮って本会議で上程をします。

議会放映につきましては現在も行っておられないし、今後のことも計画はないということでした。

ずっとはしよりましたけれども、以上が湯河原町と大井町を視察をさせていただいた結果でございます。我々、当議会の基本条例も、今、鋭意取り組んでおりますので、ぜひこの両町の学んだことを今後の制定作業に生かして、しっかりした議会基本条例をつくっていきたく思いますので、議員の皆様方の今後の御理解と御支援をよろしくお願いいたしまして、私の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

どうも御苦労さまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月5日午前9時30分より会議を開きます。

長時間どうも御苦労さまでした。

散会 午後4時47分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

町長の施政方針について

- 第 4 号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件
- 第 5 号議案 豊能町特別職の職員等の退職手当に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 第 7 号議案 豊能町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件
- 第 8 号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
- 第 9 号議案 豊能町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件
- 第 10 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等改正の件
- 第 11 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例改正の件
- 第 12 号議案 豊能町立保健センター条例全部改正の件
- 第 13 号議案 豊能町し尿処理場の設置並びに管理条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町立農村婦人の家設置条例廃止等の件
- 第 15 号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- 第 16 号議案 豊能町営住宅管理条例改正の件
- 第 17 号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第 18 号議案 平成 24 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 19 号議案 平成 24 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 20 号議案 平成 25 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 21 号議案 平成 25 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 22 号議案 平成 25 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件

- 第 23 号議案 平成 25 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件  
第 24 号議案 平成 25 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件  
第 25 号議案 平成 25 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件  
第 26 号議案 平成 25 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件  
第 27 号議案 平成 25 年度豊能町水道事業会計予算の件  
議会活性化特別委員会の閉会中の所管事務調査の報告について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

副議長

署名議員 1 1 番

同 1 2 番